



気配りの集団である証明のひとつ

安全・環境についてまじめに取り組みます!! Live Creator®

「ライブクリエイター・アーム」は、気配りのアームです。

いたずら防止などの安全対策にも、地球環境へのやさしさの追求など、ごくまじめに取りくまさせていただきます。

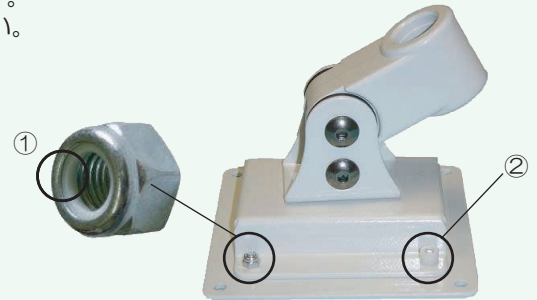
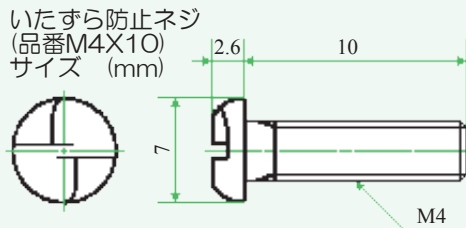
いたずら防止にも万全な対応をいたします!!

ディスプレイ用アームを積極的に利用していただいている目的の中には、軽く持ち運びしやすくなった液晶テレビまたモニターを棚、壁、天井、床に固定して逆に持ち運びできなくしようということもあります。

この目的をさらに徹底させるため、いたずら防止用ネジを用意いたしました。マイナスドライバで締めることはできるが、緩めることはできないネジです（右上の写真/下に寸法図）。

ほかに特殊工具を使ういたずら防止用ネジ（右中の写真）もご用意できます。ご連絡ください。VESA75からVESA100に変換するベサ変換プレートには、通常M4用六角ナットを標準添付しております。緩みどめのナイロンが入ったナット（右下の写真の①）です。このナイロン入りのナットでもいたずら対策はまだ万全ではないという向きには、緩めようとするとうすうす滑って緩められないM4ネジ用円筒ナットHSAR-406（右下の写真の②）をご用意できます。

以上につきましては、お気軽にメール（info@livecreator.co.jp）をお送りください。



RoHS指令

RoHS指令とは、EU(欧州連合)が2006年7月1日に施行した有害物質の規制のことです。Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipmentの略で、電気・電子機器について生産から廃棄・処分にいたるまで、人の健康や環境負荷を最小限に抑えることを目的としています。RoHS指令で有害とされた物質を含む電気・電子機器の販売は禁止されました。

欧州域内での規制ですが、日本の主だった電気・電子機器メーカーはいち早く、しかもRoHS指令以上に厳しい自己規制を決め、実行しています。弊社もRoHS指令での有害6物質だけでなく、日本の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)第一種特定化学物質として石綿(asbestos)を使用しない商品づくりをすることを宣言いたします。

RoHS指令で指定された有害物質は以下の6物質で、1,000ppm以上が規制対象です（カドミウムについては100ppm以上が規制対象です）。

- 1) 鉛 (lead)
- 2) 水銀 (mercury)
- 3) カドミウム (cadmium)
- 4) 六価クロム (hexavalent chromium)
- 5) ポリ臭化ビフェニル (PBB/polybrominated biphenyls)
- 6) ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE/polybrominated diphenyl ethers)

右は弊社のRoHS指令対応品に記するロゴです。

以下は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で定められた第一種特定化学物質です。

ポリ塩化ビフェニル(PCB/polychlorinated biphenyl)	/ポリ塩化ナフタレン(polychlorinated naphthalenes)
ヘキサクロロベンゼン(hexachlorobenzene)	/アルドリン(aldrine)
ディルドリン(dieldrin)	/エンドリン(endrin)
DDT(dichlorodiphenyltrichloroethane)	/クロルデン(chlordane) ヘプタクロル(heptachlor)
ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO/tributyl tin oxide bis oxide)	
N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン,N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン(N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine) N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン(N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine)	
2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール(TTBP/2,4,6-tri-t-butylphenol)	
トキサフェン(toxaphene)	/マイレックス(mirex)
ケルセン(kelthane) ジコホル(dicofol)	/ヘキサクロロプター-1,3-ジエン(hexachlorobenzene)



生分解性緩衝材

2004年のノーベル平和賞受賞のワンガリ・マータイさん(ケニア)が世界的流行語にしようしている「もったいない」という言葉を持ち出すまでもなく、弊社は緩衝材を使わないですむような商品梱包を心がけております。しかしながら、緩衝材を使わざるをえないこともございます。その際に使用する緩衝材はトウモロコシとコーンボールからできた、植物に由来するものです。土の中では水と二酸化炭素に生分解され、土に戻ります。燃やしても有害物質は発生しません。また、生ごみとして廃棄できます。

右のロゴは、生分解性プラスチック研究会の認証取得を得ている証です。

